

# スギヤマ社長は両親 市民の健康を守る経営へ転

薬剤師は薬の購入者に対して「服用方法、副作用、禁忌、薬併用などに対する説明」「授乳中の服用、高齢者・小児・乳幼児への配慮」など多様なケースへの説明責任、親切な対応、情報提供の義務があります。

ところがスギヤマ薬品ではしばしば効果、副作用などの使用上の注意が特に必要な薬を「重点薬品」に指定し店舗間で売り上げを競わせるという、薬の適正使用よりも会社社利益

た。この裁判を通じて初めてスギヤマ薬品の間の部分に光を当てることができました。薬の購入者に対して、場合によっては医薬品を販売することなく病院受診を勧めたり、より適正な薬を勧めるなど親切な対応が薬剤師の仕事であることを学ぶことができました。

## ☆平然と薬事法違反を繰り返すスギヤマ薬品

会社代理人 鮎澤弁護士黙認

(一薬剤師の投稿)

スギヤマ薬品は「永覚店は調剤業務を行っていないが、貴紀の薬剤師としての業務は、医薬品販売業務だけであり、調剤業務と異なり、副作用や禁忌などに配慮するといった慎重な対応が常に求められたわけではない」と言う。

供等の徹底について『および平成五年四月三十日薬発第四〇八号通知』薬局業務運営ガイド



スギヤマ薬品 永覚店

ラインについて』等によつて、調剤業務の有無に関係なく厳しく業界に求められているものである。過去より現在まで、健康に奉仕するといった極めて崇高な目的を持ち日々研鑽しているスギヤマ薬品に所属する薬剤師、また同じ志を持つ全国の同業ドラッグストアに勤務する多くの薬剤師はスギヤマ薬品の行為によつ

「薬局等における薬剤師による管理及び情報提

て深く尊厳を傷つけられたのである。

名古屋高裁 大法廷

9月17日13時10分

みなさん